

国東市議会基本条例 (解説付き)

目次

前文

- 第1章 目的 (第1条)
- 第2章 議会・議員の活動原則 (第2条―第4条)
- 第3章 市民と議会の関係 (第5条)
- 第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係 (第6条―第9条)
- 第5章 討論の拡大 (第10条)
- 第6章 委員会の活動 (第11条)
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備 (第12条―第18条)
- 第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第19条―第21条)
- 第9章 最高規範性と見直し手続 (第22条―第24条)

附則

国東市議会（以下「議会」という。）は、国東市長（以下「市長」という。）とともに、二つの代表機関のそれぞれの特性を活かして、国東市民（以下「市民」という。）の福祉の向上と活力ある地域社会の発展をめざし、市民の意思を行政に反映させる共通の責務を負っている。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた合議制の独立した機関であり、議会の使命を達成するために、議会そして国東市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等をこの条例に定めるものである。あわせて公正性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策活動等への市民参加の推進、大規模災害等発生時の組織体制の確立、議員間の自由討議の展開、市長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等を定めることにより、市民に開かれた議会、信頼される議会、行動する議会をめざすものである。

この議会基本条例は、議会及び議員の最高規範であり、議員一人ひとりの崇高な倫理感と使命感をもった議会活動の実践を宣言するものである。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

『解説』

この条例は、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現を目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めるものです。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、必要な政策を自ら立案し、又は執行機関に提案することにより、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、大規模災害等が発生した場合における市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するために、市長等と協力し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図られるよう議会としての体制を整備するものとする。

5 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる国東市議会会議規則（平成18年国東市議会規則第1号）、国東市議会委員会条例（平成18年国東市条例第241号）及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

6 議会は、市民の関心を高めるような議会運営に努めるものとする。

『解説』

1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。

3 議会の情報公開と説明責任を定めています。

4 大規模災害等発生時における議会の体制整備の規定を定めています。

5 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。

6 市民の関心を高めるような議会運営に努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動をするものとする。

『解説』

- 1 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員が、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として、個別の事案にとらわれる事なく市民全体のために活動することを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

『解説』

- 1 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。
- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動することを定めています。
- 3 会派間での合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならぬ

- い。
- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような議会報告会等を開催するものとする。
 - 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
 - 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。ただし、議会運営委員会によりその取扱いについて決定した場合はこの限りでない。
 - 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
 - 6 議会は、重要な案件に対する各議員の賛否を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

『解説』

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 本会議、委員会、全員協議会及び会派代表者会議の原則公開、市民との対話の機会を多様に設けることを定めています。
- 3 市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 請願・陳情を市民の政策提言と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けることを定めています。
- 5 市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図ることを定めています。
- 6 重要な案件に対する各議員の賛否を議会広報等で情報提供していくことを定めています。

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

(市長等執行機関と議会及び議員の関係)

- 第6条 議会審議において、議員と市長等執行機関は、緊張感の保持に努めなければならない。
- 2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
 - 3 市長等執行機関は、議員の質問等に対して、議長及び委員長の許可を得て反問することができる。

『解説』

- 1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について、定めています。
- 2 論点、争点を明確にするため一般質問の質問方法を定めています。
- 3 議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、議長及び委員長の許可により市長等は、逆質問ができることを定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）の水準を高めるため及び市民への公開のため、必要に応じて市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等に対する現況・問題点、対応策
 - (2) 政策等の目的・概要
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 国東市総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

『解説』

- 1 政策水準を高める議論を行うため、6項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。
- 2 議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を求めるものとする。

『解説』

市長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成を市長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会が市政における重要な計画の決定に参画する観点と同じく市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

(1) 総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。

『解説』

市政全般にわたる重要な計画について、議会と市長等執行機関が市民に対する責任をともに担うことにより、計画的で市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進することを定めています。

第5章 討論の拡大

(討論による合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

『解説』

1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心に運営に努めることを定めています。

2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を積極的に行うよう努めるものとする。

『解説』

- 1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを定めています。
- 2 委員会は積極的に市民と自由に意見交換を行うことを定めています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

『解説』

議員の資質及び政策立案能力向上のため、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会機能の強化)

第13条 議会は、政策形成等の機能を充実させるため、必要に応じて、政策協議会を設置し、その調査研究機関として政策研究会を置くものとする。

『解説』

必要に応じ、政策協議会、政策研究会を設置し、政策形成機能を充実させることを定めています。

(政務活動費)

第14条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究、政策提言及びその他の活動を行うものとする。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努め、使途の透明性を確保するとともに、市民に対して説明責任を負うものとする。

3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

『解説』

- 1 政務活動費を活用して、積極的に市政に対する調査研究及び政策提言を行うことを定めています。
- 2 政務活動費の適正な執行と、市民に対しての説明責任を負うことを定めています。
- 3 政務活動費の交付については、別の条例で定めることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

『解説』

- 1 議会、議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の設置、公開)

第16条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

- 2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。
- 3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。

『解説』

法律により必置となっている議会図書室の充実を図り、広く活用を目指すことを定めています。

(議会広報の充実)

第17条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

『解説』

- 1 議会は、市政の重要な情報を、議会独自の視点から市民に周知することを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえ、ケーブルテレビ等を活用した広報の充実について定めています。

(予算の確保)

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会機能の充実を図り、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

『解説』

議会機能の充実、より開かれた議会運営を実現するために、必要な予算の確保に努めることを定めています。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務を課せられていることを自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めるよう努め、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

『解説』

議員は、倫理性を自覚した上で、品位の保持等に努め、市民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第20条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、必要により参考人制度、公聴会制度等を活用できるものとする。

『解説』

- 1 議員定数は、別の条例で定めることとしています。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また必要により参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することができることを定めています。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及

び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、必要により参考人制度、公聴会制度等を活用できるものとする。

『解説』

- 1 議員報酬は、別の条例で定めることとしています。
- 2 報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また必要により参考人制度や公聴会制度を活用して、広く市民の意見を聴取することができることを定めています。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会運営における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例とその運用等について研修を行うものとする。

『解説』

- 1 議会基本条例は、国東市議会における最高規範であることを定めています。
- 2 一般選挙後の条例の研修について定めています。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

『解説』

条例の理念、原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続)

第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

『解説』

条例の検証と対応を定めています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日条例第 号）

この条例は、平成27年6月29日から施行する。

改正 平成31年3月28日から施行する。

《参考》

○地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項(同法第43条第2項において準用する場合を含む。))又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。